

白石市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和 8 年 7 月

白 石 市

白石市新型インフルエンザ等対策行動計画

【目次】

はじめに

白石市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的	1
行動計画の改定概要	1

第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型コロナウイルス感染症対応での経験	2
第2章 新型インフルエンザ等対策の基本方針	3
第1節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	3
第2節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	5
第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	7
第4節 対策推進のための役割分担	11
第3章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点	14
第1節 市行動計画における対策項目等	14

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対応項目の考え方及び取り組み

第1章 実施体制	17
第1節 準備期	17
第2節 初動期	18
第3節 対応期	19
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	21
第1節 準備期	21
第2節 初動期	23
第3節 対応期	24
第3章 まん延防止	27
第1節 準備期	27
第2節 初動期	28
第3節 対応期	28

第4章	ワクチン	31
第1節	準備期	31
第2節	初動期	32
第3節	対応期	33
第5章	保健	36
第1節	準備期	36
第2節	対応期	36
第6章	物資	37
第1節	準備期	37
第2節	初動期	37
第3節	対応期	38
第7章	市民生活及び市民経済の安定の確保	39
第1節	準備期	39
第2節	初動期	40
第3節	対応期	40
資料編		
1.	感染症災害に係る組織体制概要	43
2.	各部の役割	45
3.	用語解説（アイウエオ順）	46

はじめに

白石市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的

令和2年1月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、人々の生命及び健康が脅かされ、市民生活及び社会経済活動は大きく影響を受けることとなった。

この未曾有の感染症危機において、白石市（以下「市」という。）では、国や県と連携し対策を講ずるとともに、市民・事業者・医療従事者等と連携し、感染症拡大防止への対策を推進してきた。

今般の白石市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「行動計画」という。）の改定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）をはじめとする法改正等に対応するとともに、新型コロナへの対応で明らかとなった課題や、実際の対応で得た知見や経験を踏まえ、新型コロナや新型インフルエンザ以外にも含めた幅広い感染症による危機に対応できる体制の構築を目指すものである。

本行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期するとともに、有事においては、感染症の特性や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

行動計画の改定概要

市では、国や県の行動計画やガイドラインを踏まえ、平成27年3月に「白石市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、新型インフルエンザ対策を推進してきた。

平成25年4月に特措法が施行されたことに伴い、策定された新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）が令和6年7月に改定されたことを踏まえ、令和7年3月に同様に改定された宮城県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）の内容も含めて、抜本的な改定を行う。

対象とする疾患についても、新型インフルエンザや新型コロナ等だけでなくその他の幅広い呼吸器感染症も念頭に置くこととした上で、記載を3期（準備期、初動期及び対応期）に分け、特に準備期の取り組みを充実させている。

さらに、新型コロナ拡大への対応で課題となった項目を新たに加え、対策項目を7項目から13項目に拡充した政府行動計画や県行動計画に準拠する中で、市が行うべき対策項目である7項目を記載し、内容の充実を図る。

感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチンや感染症対策物資等の円滑な実用化への対応についても明確化し、感染症に係る緊急事態に際して、速やかに事態を把握し緊急かつ総合的な対応を行うため、市の初動対応についても本行動計画において明らかにしたものである。

第 1 部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第 1 章 新型コロナウイルス感染症対応での経験

令和元年 12 月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、令和 2 年 1 月には国内でも新型コロナの感染者が確認された。

同年 1 月には、閣議決定による政府対策本部（新型コロナウイルス感染症対策本部）が設置され、2 月には、国において、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の立ち上げや「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の決定等が行われた。

3 月には特措法が改正され、新型コロナを特措法の適用対象とし、特措法に基づく政府対策本部の設置、基本的対処方針の策定が行われるなど、特措法に基づき政府を挙げて取り組む体制が整えられた。

その後、特措法に基づく緊急事態宣言（特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言をいう。以下同じ。）の発出、医療提供体制の強化、予備費による緊急対応策や補正予算による対策、まん延防止等重点措置の創設等の特措法改正、変異株への対応、ワクチン接種の実施、行動制限の緩和等、ウイルスの特性や状況の変化に応じて、国家の危機管理として新型コロナへの対応が行われた。

県においても、宮城県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）が設置され、国の策定した基本的対処方針を踏まえ、医療提供体制の確保や、国に対するまん延防止等重点措置の要請等、状況の変化に応じた新型コロナ対応が行われた。

市においても、特措法及び白石市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成 26 年白石市条例第 7 号）に基づき白石市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置し、国や県の対応を踏まえ、まん延防止対策等を行った。

国内感染者の確認から 3 年余りが経過した令和 5 年 5 月 8 日、新型コロナが感染症法上の 5 類感染症に位置付けられ、同日に政府対策本部及び基本的対処方針が廃止され、県対策本部及び市対策本部も廃止された。今般の新型コロナ対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実を図る必要がある。

今般、3 年超にわたって特措法に基づき新型コロナ対応が行われたが、この経験を通じて強く認識されたことは、感染症危機が社会のあらゆる場面に影響し、市民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活を始めとする市民生活の安定にも大きな脅威となったことだった。

この間の経験は、感染症によって引き起こされるパンデミックに対し、市の危機管理として、国、県や社会全体で対応する必要があることを改めて浮き彫りにした。そして、感染症危機は、決して新型コロナ対応で終わったわけではなく、次なる新たな感染症危機に備え、平時からの体制整備が必要であると考ええる契機となった。

第2章 新型インフルエンザ等対策の基本方針

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

市行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策を講じていく必要がある。

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- (1) 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- (2) 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- (3) 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

2. 市民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- (1) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- (2) 市民生活及び市民経済の安定を確保する。
- (3) 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- (4) 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務または市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

第1節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

1. 柔軟な対応

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。過去の新型インフルエンザや新型コロナのパンデミックの経験から、特定の感染症や過去の事例に偏った準備を行うことは、新たな事態への対応を困難にする可能性がある。

市行動計画は、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定し、様々な状況で対応できるよう、幅広い対策の選択肢を示すものである。

実際に新型インフルエンザ等が発生した際には感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、市の実情等を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を考慮し、実施すべき対策を選択し決定する。

対策を決定する際には、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスの取れた対策を行う。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収束するまでの状況に応じて、国が定める基本的対処方針とも整合を図り、一連の流れを持った対策を行う。

2. 段階に応じた対応

(1) 準備期（発生前の段階）

市は市民に対する啓発や、対応体制の定期的な点検や改善等により、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を行う。

(2) 初動期（国内外で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階）

国内外で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した場合に、国外発生時は病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを経験として、また、国内発生時は県内で発生していない場合でも、病原体の県内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを経験として対策を行う。

(3) 対応期

ア. 国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期

患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を検討する。

病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を行う。

なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を行う。

常に情報を収集・分析し、対策の評価を行い、新たな情報を基に感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えるとともに、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については縮小や中止等の見直しを行う。

イ. 国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期

国、地方公共団体、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や市民生活及び経済の維持のために最大限の努力を行う。

しかし、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が適合しなくなることも含め、様々な事態が生じることが想定されるため、社会の状況に応じて臨機応

変に対処する。

ウ. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（対応期）

科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

エ. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

通常の医療提供体制への段階的な移行や基本的な感染症対策に移行する。

3. 社会全体で取り組む感染拡大防止策

新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、社会全体で取り組むことにより効果が期待される医療対応以外の感染対策については、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むこと、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策が重要である。

事業者従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、市民等の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

4. 市民の感染拡大防止策

新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市、公共機関等による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等の対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

第2節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

1. 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ等以外の呼吸器感染症等も考慮し、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるよう、以下の考え方を踏まえ、有事のシナリオを想定する。

- (1) 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定し、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。

- (2) 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- (3) 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- (4) 病原体の変異による病原性や感染性の変化及び、これらに伴う感染拡大の繰り返しや対策が長期に及ぶ場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切り替えについて具体的な対策内容を記載する。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

2. 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を対策の柔軟かつ機動的な切り替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定する。

また、時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

(1) 初動期

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

(2) 対応期

ア. 封じ込めを念頭に対応する時期

政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパндеミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。

イ. 病原体の性状等に応じて対応する時期

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性

状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。

ウ. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮）。

エ. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策に移行する。

この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。

特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。

また、病原性や感染性等の観点からのリスク評価の大括りの分類に応じた対策を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

また、対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によって、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定される。

さらに、感染や重症化しやすいグループ、特に子どもや高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、行動計画または業務計画に基づき、県等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1. 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の(1)から(5)までの取り組みにより、平時の備えの充実を進め、シミュレーションにより迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

(1) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備

新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施に必要な準備を行う。

(2) 感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後、速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

(3) 関係者や市民等への普及啓発と対応体制の継続的な点検・改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を感染症対策に携わる関係者や市民等と広く共有するとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体によるシミュレーションの実施等を通じて、平時の備えについて対応体制の継続的な点検や改善を行う。

(4) 医療提供体制、検査体制、リスクコミュニケーション等の備え

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実し、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、リスクコミュニケーション等について平時からの取り組みを進める。

(5) D Xの推進や人材育成等

保健所等の負担軽減、医療関連情報の有効活用、県や国と連携の円滑化等を図るためのD Xの推進のほか、感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行う。

2. 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の(1)から(5)までの取り組みにより、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(1) 科学的根拠に基づいた対策の切り替え

対策の切り替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、県と連携し、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

(2) 医療提供体制と市民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には医療提供体制の速やかな拡充を図り、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。

市は国や県のリスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける市民等や事業者を含め、市民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

(3) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切り替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。

(4) 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切り替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、個々の対策の切り替えのタイミングについては、国や県が示す目安等を踏まえ対応する。

(5) 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

新型インフルエンザ等の対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。

こうした取り組みを通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促す。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策が行われる場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

3. 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に際し、市民等の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。

これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があることを踏まえ、SNS等の状況にもついても注視が必要である。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機においても市民等の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

4. 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であることなどにより、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

5. 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市から県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう、必要に応じて要請する。

6. 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

市は、感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

7. 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、避難所の確保等を進めることや、県と、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えることなどを進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報提供、避難の支援等を速やかに行う。

8. 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

9. 対策に関わる行政職員のメンタルヘルス支援

感染症危機において、新たな感染症への恐怖・不安や、収束の見通しが立たないことなどにより、対応に当たる行政職員等の心身面に多大な影響が生じる可能性がある。

そのため、市は、新型インフルエンザ等対策に関わる職員のメンタルヘルス支援を行う。

第4節 対策推進のための役割分担

1. 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組み、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンやその他の医薬品の調査及び研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

こうした取り組み等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進するとともに、新型インフルエンザ等の発生前から、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施し、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取り組みを総合的に推進するとともに、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

2. 県及び市の役割

県及び市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国が定める基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

(1) 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担い、国が定める基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し、的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援または医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関または医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築するなど、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。

(2) 市の役割

市は、住民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、国が定める基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

3. 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は平時から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援または医療人材の派遣を行うことが求められる。

4. 指定（地方）公共機関の役割

公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

5. 登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務または市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、平時から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。新型インフルエンザ等の発生時には、業務を継続的に実施するよう努める。

6. 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える恐れのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。

特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努めるなど、対策を行う必要がある。

7. 市民の役割

平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等に関する知識を得るとともに、日頃の健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避けるなど）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第3章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

第1節 市行動計画における対策項目等

1. 市行動計画の主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切り替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、以下の7項目を市行動計画の主な対策項目とする。

- (1) 実施体制
- (2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- (3) まん延防止
- (4) ワクチン
- (5) 保健
- (6) 物資
- (7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

市行動計画の主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、それぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

(1) 実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康、市民生活や市民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的なシミュレーション等を通じて対応能力を高めておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析及びリスク評価を行い、的確な政策判断と実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

(2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機下においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生し、いわゆるフェイクニュースや真偽不明の誤った情報等（以下「偽・誤情報」という。）が流布する恐れがある。こうした中で、各種対策を効果的に行

うためには、迅速に正しい情報を提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じ、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、市は、平時から市民等の新型インフルエンザ等に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を体系的に整理し、体制整備や取り組みを進める必要がある。

(3) まん延防止

新型インフルエンザ等の拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに市民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講じることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報やワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しについて、国及び県と情報共有し迅速に対応する。

(4) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収まることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

また、市は、医療機関や事業者、関係団体等とともに平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、県及び保健所と連携し、安全で有効なワクチンの迅速な供給に尽力するとともに、接種に当たっても、事前の計画を踏まえつつ、国や県の動向を確認しながら、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

(5) 保健

県及び保健所等は、新型インフルエンザ等の感染が拡大した場合は、新型インフルエンザ等の発生時における総合調整権限や指示権限の行使を想定しつつ、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施することとなる。そのため、多数の新型インフルエンザ等患者が発生し、積極的疫学調査、健康観察、検査結果の分析等の業務負荷の急増が想定されることから、県及び保健所等の要請に応じ、迅速に協力体制を構築するための準備を行う。

また、市は、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ＩＣＴの活用等を通じた業務効率化・省力化を行う必要があり、これらの取り組みに資するよう協力支援を行うことにより、国・県と一体となって地域における新型インフルエンザ等対策を推進するとともに、市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

(6) 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延する恐れがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。

平時から医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等を推進するとともに、感染症対策物資等の需給状況の把握及び新型インフルエンザ等発生時における生産要請等のために必要な体制を整備する。新型インフルエンザ等発生時に、感染症対策物資等の需給状況の把握を行い、不足が懸念される場合等には、必要に応じて感染症対策物資等の供給量の増加を図るための生産要請等を行い、医療機関等で必要な感染症対策物資等が確保されるよう取り組む。

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。

このため、国や県の動向に合わせ、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対応項目の考え方及び取り組み

第1章 実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康、市民生活及び市民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、市の危機管理の問題として取り組む必要がある。国、県、市、公共機関や医療機関等の多様な主体が相互に連携を図り、実効的な対策を講じていくことが重要である。

また、新型インフルエンザ等の発生時は、平時における準備を基に迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

第1節 準備期

1. 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、またはその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が連携して取り組みを推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係部局の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

2. 所要の対応

(1) 市行動計画等の作成や体制整備・強化

ア．市は、市行動計画を作成・変更する。市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。

イ．市は、新型インフルエンザ等の発生期において強化・拡充すべき業務を実施するため必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。

ウ．市は、国や県で実施される研修等を活用し、新型インフルエンザ等対策に携わる行政職員等の養成等を行う。

(2) 実践的なシミュレーションの実施

市は、市行動計画の内容を踏まえ、庁内関係部署や市内外の関係機関や団体等と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備えたシミュレーション等を適宜実施するものとする。

(3) 関係機関の連携強化

市は、県及び国等と相互に連携し、新型インフルエンザ発生に備え、平時から情報共有、連携体制の確認を実施するとともに、地域の医療関係機関等と情報共有を図り、有事の際に迅速に行動できるよう連携体制を構築する。また、新型インフルエンザ等発生時の有事の際に、県及び国等からの要請に伴い迅速に対応できるように、県及び国等が実施する研修等を通して、平時から連携強化のための準備を行う。

(4) 市行動計画の見直し

市は、必要に応じて、新インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画の見直しを行う。

(5) 県等による総合調整

市は、感染症対策の事前の体制整備や人材確保等の観点から、県が総合調整を実施する場合には、当該総合調整に従い、迅速に行動できるよう準備を進める。

第2節 初動期

1. 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、またはその疑いがある場合には、市の危機管理として事態の把握に努め、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要があるため、準備期における検討等に基づき、関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

2. 所要の対応

(1) 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

ア．政府対策本部が設置されたとき、または厚生労働大臣が新型インフルエンザ発生と思われる旨の公表を行ったときであって、県に、県対策本部が設置された場合には、市は、必要に応じて市対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

イ．市は、必要に応じて、人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

ウ．り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと国が判断した場合には、市は、感染症法等に基づく基本的な感染症対策を実施する。

(2) 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

新型インフルエンザ等の発生及びその可能性がある事態を把握した場合、市は、機動的かつ効果的な対策を実施するため、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討するなど、所要の準備を行う。

第3節 対応期

1. 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び市民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

2. 所要の対応

(1) 基本となる実施体制

市は、庁内関係部署及び保健所や医師会等と連携し、市内の感染状況について一元的に情報を把握した上で、収集した情報とリスク評価や、国が定める基本的対処方針の内容を踏まえて、市の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。また、実施に当たっては、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講じる。

(2) 県による総合調整

市は、市域にかかる新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため県が総合調整を実施する場合には、それに従い市域に係る新型インフルエンザ等対策を県と一体的に実施する。

また、県が感染症法に基づいて行う、入院勧告や入院措置等の措置に関する必要な総合調整について、県の指示がある場合には、市はこれに従い対策を実施する。

(3) 職員の応援要請

市は、新型インフルエンザ等のまん延により、市における事務の全部または大部分を行うことができなくなると認めるときは、庁内の連携体制や人員調整を行った上で、新型インフルエンザ等対策の事務にかかる必要な人員を勘案し、必要時に県に対して事務の代行を要請する。

(4) 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保するなど、必要な対策を実施する。

(5) 緊急事態措置の検討等

市は、政府対策本部により緊急事態宣言が行われた場合は、直ちに市対策本部を設置する。市は、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するために必要と認めるとき

は、県や保健所及び市内関係部署や、医療関係機関やその他公共機関と連携し、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

(6) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

市は、政府対策本部及び県対策本部が廃止されたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりする恐れがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取り組みを進める。

第1節 準備期

1. 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取り組みを進める必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時からの普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段についてあらかじめ定め、市民等の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有を行う。

2. 所要の対応

(1) 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

ア. 感染症に関する情報提供・共有

市は、平時から県と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避けるなど）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、市民等の理解を深めるため、各種媒体を活用し可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。

これらの取り組み等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源とし

て、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

また、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生する恐れがあることから、市は県等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。

また、教育現場等においても、子どもにも分かりやすい情報提供・共有を行う。

イ. 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控えるなど、感染症対策の妨げにもなることなどについて啓発する。

これらの取り組み等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

ウ. 偽・誤情報に関する啓発

市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有するなど、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

これらの取り組み等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

(2) 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

ア. 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

(ア) 市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。

(イ) 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、業界団体等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の

在り方について整理する。

- (ウ) 市は、国や県が定める新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等に基づき、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、必要な情報提供・共有を行う方法を検討する。

イ. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取り組みの推進

- (ア) 市は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、偽・誤情報の拡散状況等について、市民等の反応や必要としている情報を把握し、的確な情報提供・共有を行う。
- (イ) 市は、新型インフルエンザ等の発生時に国からの要請がある場合は、市民等からの相談に応じるため、コールセンター等が設置されるよう準備する。
- (ウ) 市は、市民等が理解しやすい情報提供・共有を行うため、アンケート調査等のリスクコミュニケーションの取り組みを推進するとともに、職員に対する研修を実施し、手法の充実や改善に努める。

第2節 初動期

1. 目的

新型インフルエンザ等の発生または発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。

また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなることなどについて情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有するなど、市民等の不安の解消等に努める。

2. 所要の対応

市は県と連携し、国から提供された科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、市民等に情報提供・共有する。

(1) 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ア. 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることか

ら、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、市民等に対し迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出する。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

イ．市は、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、国や県が定める新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等を具体的な対応の目安として、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。

(2) 双方向のコミュニケーションの実施

ア．市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であるため、一方向の情報提供だけでなく、市民等の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行う。

イ．市は、国及び県が作成したQ&A等を活用し、国からの要請を受けてコールセンター等を設置する。

(3) 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控えるなど、感染症対策の妨げにもなることなどについて、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。

併せて、偏見・差別等に関する国、県、市、NPO等の各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。

また、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等の、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、科学的知見等に基づく情報を速やかに提供・共有するなど、市民等が正しい情報を円滑に入手できるようにする。

第3節 対応期

1. 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。

このため、市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、適切な行動につながるよう促す。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できる

よう、市民等の関心事項等を踏まえ、科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。

また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなることなどについて情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、科学的知見等に基づく情報を速やかに提供・共有するなど、市民等の不安の解消等に努める。

2. 所要の対応

市は県及び国から提供された、科学的知見等に基づく国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、対策の決定プロセスや理由（どのような科学的知見等を考慮して、どのように判断がなされたのかなど）、実施主体等を明確にし、市内在関係機関、市民等に対し、情報提供・共有を行う。

(1) 基本的方針

ア. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

(ア) 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、必要に応じて専門的知見を有する者等からの助言を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等をホームページ等により、市民等に対し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出する。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等に適切な配慮を行い、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

(イ) 市は、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、県及び国が定める新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等を、具体的な対応の目安として、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。

イ. 双方向のコミュニケーションの実施

(ア) 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であるため、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見、アンケート調査等を通じて、市民等の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミ

ユニケーションを行う。

(イ) 市は、国及び県が改定するQ&A等を活用し、コールセンター等を継続する。

ウ. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控えるなど、感染症対策の妨げにもなることなどについて、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。

併せて、偏見・差別等に関する国、県、市、NPO等の各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、科学的知見等に基づく情報を速やかに提供・共有するなど、市民等が正しい情報を円滑に入手できるようにする。

(2) リスク評価に基づく方針の決定・見直し

特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期については、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく際、留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、市民等に対し丁寧に情報提供・共有を行う。

また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる市民等がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。

また、順次、広報体制の縮小等を行う。

第3章 まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげる。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。

第1節 準備期

1. 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。

このため、対策の実施等に当たり、参考とすべき必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。

また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。

2. 所要の対応

(1) 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

ア．市は、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命及び健康を保護するためには市民一人ひとりの感染対策への協力が重要であることについて理解促進を図る。

イ．市は、学校及び社会福祉施設等と連携し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避けるなどの基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染や発症が疑われる場合は、県等が設置する相談センターや医療機関に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスク着用等の咳エチケットを行うことなどの有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

ウ．市は県と連携して、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。

第2節 初動期

1. 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。

このため、市内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応が取れるよう準備を行う。

2. 所要の対応

市は、国や県からの要請に基づき、市内でのまん延防止対策の準備として、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

第3節 対応期

1. 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

また、準備期で検討した指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置を始めとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、市民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

2. 所要の対応

(1) まん延防止対策の内容

市は、国や県からの要請に基づき、初動期にて準備した業務継続計画に基づく対応や以下のまん延防止対策を実施する。

ア. 患者や濃厚接触者への対応

市は、市民が新型インフルエンザ等になり患した場合や濃厚接触者に該当した場合等の対応について、国や県からの情報をホームページやSNS等にて周知するとともに、問い合わせがあった際は、丁寧に対応する。

イ. 患者や濃厚接触者以外の市民に対する要請等

(7) 外出等に係る要請等

県は、地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まるなどの感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請を行うこととしており、市は、自粛要請が行われた際には、市民に周知する。

また、県は、まん延防止等重点措置として、重点区域において営業時間
が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請
や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の
維持に必要な場合を除き居宅等から外出しないことなどの要請を行うこと
としており、市は、自粛要請が行われた際には、市民に周知する。

(イ) 基本的な感染対策に係る要請等

市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人
混みを避けるなどの基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライ
ン会議の活用等の取組を勧奨する。

ウ. 事業者や学校等に対する要請

(7) 営業時間の変更や休業要請等

県は、必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要
があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請
を行うこととしている。

また、市は、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を
管理する者または当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理
者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停
止（休業）等の要請が県からあった場合は、市の所管する施設に対し周知
を行う。

(イ) その他の事業者に対する要請

市は、医療機関、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、
多数の者が居住する施設等に対し、感染対策の強化を要請するとともに、
事業者や各業界における自主的な感染対策を促す取り組みを検討する。

(ウ) 学級閉鎖・休校等の要請

市は、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を
踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資す
る情報提供・共有を行う。

また、市は県の要請に基づき、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56
号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖または休校）等について、地
域の感染状況等に鑑み、適切に行うよう学校・保育施設等に周知する。

市は、接触機会を減らすなどの対応により、封じ込めを念頭に対策を講ずる。

また、必要に応じて、まん延防止等重点措置や緊急事態措置に係る国への要請につ
いて県に対し要望する。

(2) 時期に応じたまん延防止対策実施の考え方

ア. 封じこめを念頭に対応する時期

市は、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する市民の免疫の獲得が不十分であることなどを踏まえ、市民の生命及び健康を保護するため、患者や濃厚接触者への対応等に加え、県と連携し、人と人との接触機会を減らす注意喚起により対策を講じる。

イ. 病原体の性状等に応じて対応する時期

市は、国や県が行う病原体の性状、臨床像に関する情報等に基づく分析やリスク評価の結果及び国や県が発出するまん延防止対策の方針に基づき、対応を判断する。

ウ. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策によらない基本的な感染症対策への速やかな移行の準備を行う。

なお、病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリスクに応じて対策を講じる。ただし、そのような場合においても、対策の長期化に伴う市民生活や社会経済活動への影響を勘案しつつ検討を行う。

エ. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

市は、これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、県の方針を踏まえつつ、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。

(3) まん延防止等重点措置の公示及び緊急事態措置の検討等

ア. 市は、地域の感染状況や医療のひっ迫状況等の情報に基づき、リスク評価を踏まえて、まん延防止等重点措置や緊急事態措置に係る県への要請を検討する。

イ. 市は、政府対策本部により緊急事態宣言が行われた場合は、直ちに市対策本部を設置する。また、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

第4章 ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

市は、医療機関や事業者、関係団体等と、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

第1節 準備期

1. 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国や県の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等に対応したワクチンの円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

2. 所要の対応

(1) 接種体制の構築

ア. 接種体制

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に調整が必要なことを踏まえ、平時から準備を進める。

イ. 特定接種

市は、特定接種について、国が行う登録事業者の登録に協力する。また、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。特に登録事業者のうち市民生活、社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録条件とする。

このため、市は国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう準備を進める。

ウ. 住民接種

国は、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更することで、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第3項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めることとしており、市は、平時から迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

市は、住民接種について、国や県の協力を得ながら、接種困難者にも配慮をした上で、接種希望者が速やかに接種できるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定して準備を行う。

(ア) 市は、県や国の協力を得ながら、市に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

(イ) 市は、円滑な接種の実施のため、国が構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶなど、本市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取り組みを進める。

(ウ) 市は、市民が速やかに接種を受けられるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者（接種会場に学校を使用する場合）等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

(2) 情報提供・共有

市は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する情報を踏まえ、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報について、ホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図るよう努める。

第2節 初動期

1. 目的

準備期から強化した接種体制等を活用し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集するとともに、必要量のワクチンの確保に努め、県及び国の方針に基づき、速やかな予防接種へとつなげる。

2. 所要の対応

(1) 接種体制

ア. 接種体制の構築

市は、準備期において調整した接種会場の日程を確保し、配置や動線等を確定するとともに、接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

イ. ワクチン等の接種に必要な資材

市は、準備期において必要と判断し準備した資材について適切に確保する。

ウ. 接種に携わる医療従事者の確保に係る検討

市は、予防接種を行う際、必要に応じ、医療関係者や医療関係団体に対して協力を要請する。

(2) 特定接種

市は、予防接種を実施するために多くの医療従事者や市職員の確保が必要になることを踏まえ、県や医師会等と連携し、迅速に接種体制構築するよう努める。

(3) 住民接種

ア．市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム等を通じて、接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を進める。

イ．接種の初動に当たっては、予防接種業所管部署の平時の業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理を行う部署と連携し、全庁的な実施体制の確保を行う。

ウ．接種会場等の運営について必要な業務を洗い出し、必要な人員数を想定し、業務の優先順位及び内容に応じて、必要な人員の確保及び配置を検討する。また、予防接種業務の円滑な推進を図るために、県や保健所と連携するとともに、接種会場のスタッフやデータ入力等については、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう努めるとともに、外部委託についても検討し業務負担の軽減等も図る。

エ．高齢者支援施設や社会福祉施設等に入所中の者について、接種会場等での接種が困難と思われる場合でも、安全安心に接種ができるよう、関係機関や関係団体と連絡調整を図る。

オ．感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示を行うなどの必要な措置を講じる。

その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の基準を遵守し、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等について調整する。

第 3 節 対応期

1. 目的

あらかじめ準備期に計画した接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。

また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

2. 所要の対応

(1) 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

ア. 特定接種

市は、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員等の対象者に、本人の同意を得て、原則集団接種にて特定接種を行う。

イ. 住民接種

(7) 住民接種の接種順位の決定

国による接種の順位に係る基本的な考え方に基づき、接種対象者の優先順位を決定する。

(イ) 住民接種の準備

市は、国や県と連携し、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえて、国が定める接種順位に従い予防接種を実施する準備を行う。

(ウ) 住民接種体制の構築

市は、国の要請を受け、接種を希望する市民が速やかに接種を受けることができるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

(エ) 接種に関する情報提供・共有

市は、予約受付体制を構築し接種を開始するとともに、国の要請を受け、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

(オ) 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて福祉健康センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。

また、高齢者施設等の入所者等で接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、医師会等の関係団体と連携し接種体制を確保する。

(カ) 接種記録の管理

市は、接種歴を確認し、接種誤りを防止するとともに、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

(2) 感染性産業廃棄物の処理

保管していた感染性産業廃棄物については、初動期において調整した収集頻度に基づき、適切に廃棄物処理業者による処理を実施する。

(3) 副反応疑い報告等やワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

市は、ワクチンの安全性について、国において収集・整理された情報や、医療機関等から報告される予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報、最新の科学的知見等

の情報に基づき、市民等への適切な情報提供・共有を行う。

また、予防接種健康被害救済制について、非接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする非接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

(4) 情報提供・共有

市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。

また、周知に当たっては、接種の目的や優先接種の意義及びワクチンの有効性や安全性について、市民がどのように対応すべきかを分かりやすく伝える。

第5章 保健

市は、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を県とともに実施し、市民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

第1節 準備期

1. 目的

市は、感染症の発生や地域における医療提供状況等の情報収集体制を平時から構築するとともに、感染症危機発生時に備え、国や県が行う研修等への参加、物資の備蓄の検討を行うことにより、有事に感染症のみならず、感染拡大時にも地域保健対策を継続できるよう、保健所等と連携して対応する。

2. 所要の対応

(1) 主な対応業務の実施

市は、県及び保健所が実施する健康観察について、応援派遣の要請があった際は速やかに職員を派遣できるよう、平時から人員体制を検討するとともに、県が実施する研修等に参加し、人材の育成を図る。

第2節 対応期

1. 目的

準備期に構築した体制をもとに、県及び保健所及び関係機関と連携を図り、市民の生命や健康を保護するよう取り組む。

2. 所要の対応

(1) 健康観察及び生活支援

- (ア) 市は、職員の応援派遣等の方法により、県が実施する健康観察に協力する。
- (イ) 市は、県から患者や濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の日常生活を営むために必要なサービスの提供または物資の支給について、要請があった際は協力する。

第6章 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延する恐れがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞ることで、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、県と連携し、感染症対策物資等の需給状況の把握を行うとともに、個人防護具が不足する場合は、医療機関等に対し必要な個人防護具の配付を検討する。

第1節 準備期

1. 目的

感染症対策物資等は、有事に、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものであり、市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにする。

2. 所要の対応

(1) 感染症対策物資等の備蓄等

ア. 市は、新型インフルエンザ等の対策を実施する際に必要な物資等の備蓄を検討するとともに、定期的に在庫状況を確認し必要量の確保に努める。

なお、備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

イ. 市は、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえて、地域の実情に合わせ、個人防護具等の感染症対策物資等を検討し、必要量の確保に努める。

ウ. 市は、国及び県からの要請を受けて、搬送従事者として最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等について、個人防護具の備蓄を進めるよう、仙南地域広域行政事務組合に要請を行う。

第2節 初動期

1. 目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。

市は、県と連携して必要な感染症対策物資等を確保及び備蓄状況の確認を行う。

2. 所要の対応

(1) 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する。

(2) 円滑な供給に向けた準備

ア. 県は、医療機関等において感染症対策物資等の不足が見込まれる場合等は、国や感染症対策物資等の生産、輸入、販売または貸付けの事業を行う事業者と連携しながら必要量の確保に努める。

イ. 市は、県が医療機関等へ个人防护具を緊急配付する際に、要請があった際は、迅速に協力する。

第3節 対応期

1. 目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は県と連携して必要な感染症対策物資等の確保及び備蓄状態を確認する。

2. 所要の対応

(1) 感染症対策物資等の備蓄状況の確認

市は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。

(2) 備蓄物資等の供給に関する相互協力

市は、インフルエンザ等緊急事態において必要な物資及び資材が不足するときは、県と連携して、近隣の地方公共団体や関係機関等が備蓄する物資及び資材を互いに融通するなど、物資及び資材の供給に関し、相互に協力するよう努める。

第7章 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。

第1節 準備期

1. 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行うとともに、事業者や市民等が平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に取り組めるよう、適切に情報提供及び共有を行う。

また、公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び社会経済活動の安定に寄与するため、業務（継続）計画の策定等の必要な準備を行う。

2. 所要の対応

(1) 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、県や国の連絡の窓口となる部署及び担当者を確認し、情報共有体制を整備する。

また、市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、市役所各課及び関係機関との連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

(2) 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、全ての支援対象に迅速に情報が届くようにする。

(3) 物資及び資材の備蓄

ア. 市は、市行動計画に基づき、備蓄している感染症対策物資等のほか、その所掌事務または業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、当該備蓄については、災害対策基本法第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

イ．市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを推奨する。

(4) 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と協力、連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

(5) 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

市は圏域の火葬体制を踏まえ、火葬の適切な実施ができるよう、必要に応じて仙南地域広域行政事務組合に要請を行う。

第 2 節 初動期

1. 目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え必要な対策の準備等を行い、市民等に、感染対策等の必要となる対策の準備を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するよう努める。

2. 所要の対応

(1) 生活関連物資等の購入に関する市民等への呼び掛け

市は、必要に応じて、市民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品その他の市民生活との関連性が高い物資または市民経済上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛ける。

(2) 遺体の火葬・安置

市は、国からの要請があった際は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保に努め、仙南地域広域行政事務組合に適切な火葬の実施について要請を行う。

第 3 節 対応期

1. 目的

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取り組みを行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関

する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に努めるとともに、各主体がそれぞれの役割を果たすことで、市民生活及び社会経済活動の安定を確保できるよう努める。

2. 所要の対応

(1) 市民生活の安定の確保を対象とした対応

ア. 生活関連物資等の安定供給に関する市民等への呼び掛け

市は、必要に応じて、市民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛ける。

イ. 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

ウ. 生活支援を要する者への支援

市は、国の要請を受け、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

エ. 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取り組み等の必要な支援を行う。

オ. 生活関連物資等の価格の安定等

(ア) 市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

(イ) 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(ウ) 市は、生活関連物資等の価格の高騰または供給不足が生じ、または生じる恐れがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。

(エ) 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資もしくは役務または国民経済上重要な物資もしくは役務の価格の高騰または供給不足が生じ、または生じる恐れがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）、物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

カ. 遺体の火葬・安置の体制整備

市は、国からの要請があった際は、仙南地域広域行政事務組合に可能な限り火葬炉を稼働することを要請し、必要時一時的に遺体を安置できる施設等の確保等に努める。

(2) 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

ア. 事業者に対する支援

市は、特措法 63 条の 2 第 1 項に基づき、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、庁内関係部署と連携し、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

イ. 市民生活及び経済の安定に関する措置

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活及び市民経済の安定のため、以下の必要な措置を講ずる。

(7) 上下水道の供給

上下水道施設を適正に稼働させ、機能を維持するために必要な措置。

(4) ごみ収集・処理

一般廃棄物の収集・処理が適切にできるために必要な措置。

資料編

1. 感染症災害に係る組織体制概要

【初動体制】

市は、国外において新型インフルエンザ等が発生し、国内に侵入する恐れが高まった場合は、感染症災害対策班（以下「感染症対策班」という。）を編成する。感染症対策班は、新型インフルエンザ等に関する情報を収集するとともに状況を各部署に伝え、市内発生時の初動体制を確認する。

職 名	構 成 員
班長	保健福祉部長
班長代理	保健福祉部健康推進課長
班員	・保健福祉部（保健福祉部内各課長） ・総務部（総務部総務課長、総務部危機管理課長） ・教育委員会（教育部学校管理課長、教育部こども未来課長）

【白石市感染症災害警戒本部】

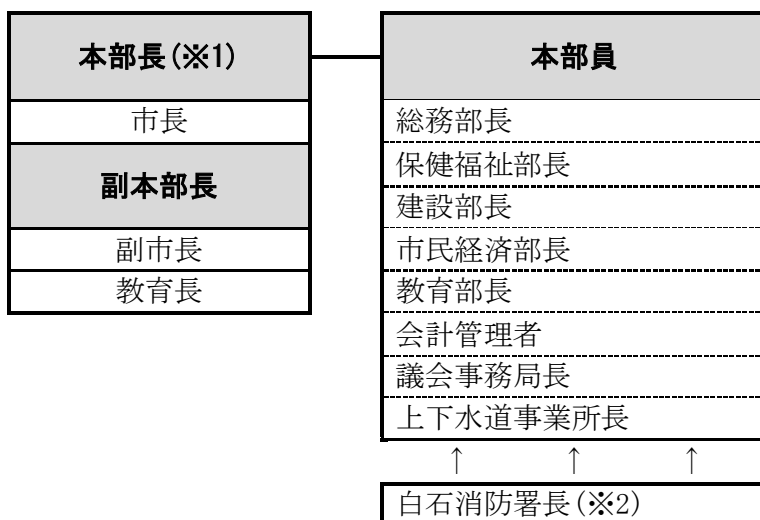
市は、新型インフルエンザ等が国内で発生し、関係各課での対応が必要な場合は、市内警戒態勢としての「白石市感染症災害警戒本部」（以下「警戒本部」という。）を設置する。警戒本部は、情報を収集し対応を協議するとともに、市対策本部の設置の可否を検討する。

職 名	構 成 員
本部長	副市長
本部長代理	総務部長
本部員	・総務部（部長、総務部内各課長） ・保健福祉部（部長、保健福祉部内各課長） ・建設部（部長、建設部内各課長） ・市民経済部（部長、市民経済部内各課長） ・教育委員会（部長、教育委員会内各課長） ・会計管理者 ・議会事務局長 ・上下水道事業所長

【白石市新型インフルエンザ等対策本部】

市は、以下の場合において、特措法及び白石市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成 26 年白石市条例第 7 号）に基づき、市対策本部を設置する。市対策本部は、国や県の対応を踏まえて、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

- (1) 政府対策本部が設置されたとき、または厚生労働大臣が新型インフルエンザ発生と思われる旨の公表を行ったときであって、県に、県対策本部が設置された場合には、市は、警戒本部において市対策本部の設置の可否を検討し、必要に応じて市対策本部を設置する。
- (2) 市は、政府対策本部により緊急事態宣言が行われた場合は、直ちに市対策本部を設置する。



※1. 本部長（白石市新型インフルエンザ等対策本部長）は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

※2. 市対策本部での協議・決定事項について消防機関の指揮命令系統を機能させるための情報共有者として、適宜、本部員への参加を要請する。

2. 各部の役割

担当部	主な役割
各部共通	・業務の安定的実施のための体制の構築 ・出勤職員の減少等に伴う業務体制の見直し ・所管業務の委託業者等への感染予防措置徹底の指示 ・発生地域または当該周辺地域と関係する所管事業の把握及び検討 ・所管事業（催事等）の実施、中止の検討 ・所管施設、職場の感染防止策推進及び所管施設の臨時休館の検討 ・市民等への周知及び支援対策
総務部 議会事務局	・全庁における総合調整 ・市の業務継続計画に関する調整 ・応援職員等の派遣・受入に係る調整及び情報収集 ・広報内容の総括・整理、報道機関対応等 ・議会との調整 ・庁舎の立入制限等の検討・実施及び庁舎内の衛生管理体制の整備 ・防災機関との連絡調整 ・地域の防犯等の対策 ・感染拡大防止対策に係る予算措置 ・必要車両等の確保 ・業務上のD Xに係る対応 ・国及び県、近隣市町村、関係機関との連携に係る保健福祉部の支援
保健福祉部	・対策本部等の運営 ・発生状況の把握に関する情報収集 ・感染拡大防止対策に係る国及び県、近隣市町村、関係機関との連携 ・相談センター等の設置 ・医師会等及び医療機関等との連携 ・特定接種及び住民接種の実施 ・感染防止対策の啓発 ・社会福祉施設等における感染拡大防止対策、要配慮者等への生活支援
市民経済部 建設部	・市内宿泊施設営業状況の情報収集・発信 ・事業所や農業者等に対する各種相談窓口の設置 ・各種関係団体への情報提供 ・ごみ・し尿処理の安定的運営に係る対応 ・市営住宅入居者の感染確認及び対応検討 ・火葬等の体制整備
上下水道事業所	・上下水道等の安定的運営
教育委員会	・流行地域または当該周辺地域からの転入園児・児童・生徒への対応 ・園児・児童・生徒に対する感染防止対策の周知 ・保護者に対する情報提供と感染防止対策への協力依頼と相談支援 ・感染が疑われる症状のある園児・児童・生徒の早期発見と受診の指導 ・臨時休園、臨時休校（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）の検討・措置 ・特別支援の必要な園児・児童・生徒への対応

3. 用語解説（アイウエオ順）

■インフルエンザ

インフルエンザウイルスは、抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している）。

■抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

■個人防護具（Personal Protective Equipment：PPE）

エアロゾル、飛沫等の曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

■指定（地方）公共機関

特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。

■重点区域

特措法第31条の6第1項の規定に基づき、国がまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示した区域。

■住民接種

特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。

■新型インフルエンザ等

感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する

指定感染症（感染症法第 14 条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症（全国的大規模かつ急速なまん延の恐れのあるものに限る。）をいう。

行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。

■新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表

感染症法第 44 条の 2 第 1 項、第 44 条の 7 第 1 項または第 44 条の 10 第 1 項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第 16 条第 1 項に定める情報等を公表すること。

■新型インフルエンザ等緊急事態

特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的大規模かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、または及ぼす恐れがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。

■新興感染症

かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。

■積極的疫学調査

感染症法第 15 条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査。

■双方向のコミュニケーション

地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。

■登録事業者

特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務または国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

■特定接種

特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。

■濃厚接触者

感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。

■パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

■パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルスまたはこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

■病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお、学術的には、病原体が宿主（ヒト等）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能等を総合した表現。

■プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

■フレイル

身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。

■まん延防止等重点措置

特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。

第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。

例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請することなどが含まれる。

■有事

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。

■リスクコミュニケーション

個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念。

■リテラシー

ある分野に関する知識やそれを活用する能力。

■ICT (Information and Communication Technology)

情報 (information) や通信 (communication) に関する技術の総称。

利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティやAI等が含まれる。

白石市新型インフルエンザ等対策行動計画
令和8年7月

白石市保健福祉部健康推進課